

## 財団法人富山市ファミリーパーク公社寄附行為

|       |    |     |    |
|-------|----|-----|----|
| 昭和58年 | 4月 | 1日  | 認可 |
| 平成8年  | 6月 | 20日 | 認可 |
| 平成17年 | 2月 | 22日 | 認可 |
| 平成17年 | 4月 | 26日 | 認可 |

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人富山市ファミリーパーク公社(以下「公社」という。)という。

(事務所)

第2条 公社の事務所は、富山市古沢254番地に置く。

(目 的)

第3条 公社は、富山市ファミリーパークの施設管理を効率的に行うとともに、展示・普及・催物等を通じて、市民が自然に親しめる事業運営を行い、もって自然認識と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 富山市の委託を受けてする富山市ファミリーパーク施設の管理運営
- (2) 動植物等に関する調査研究及び知識の普及
- (3) 自然認識を深めるための催物等の企画及び実施
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 資 産

(資 産)

第5条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数4分の3以上の同意を得、かつ富山県知事の承認を得てその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(長期借入金及び新たな義務の負担等)

第8条 会社が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって、償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の議決を経、かつ富山県知事の承認を受けなければならない。

2 第7条ただし書き及び前項の規定に該当する場合並びに予算で定めるものを除くほか、会社が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会及び評議員会の議決を経、かつ富山県知事の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第9条 会社の資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債・公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

### 第3章 事業計画等

(事業計画及び収支予算)

第11条 会社の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会及び評議員会の承認を得て、当該年度開始前に富山県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告・収支決算)

第12条 会社の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等を作成し監事の監査を受け、理事会及び評議員会の承認を得て、当該年度終了後60日以内に富山県知事に報告しなければならない。

(事業年度)

第13条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第4章 役員

(役員)

第14条 会社に次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

- (2) 常務理事 1人
  - (3) 理事 6人以上8人以内(理事長及び常務理事を含む。)
  - (4) 監事 1人
- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
  - 3 理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
  - 4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
  - 5 理事に移動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく、登記簿の謄本を添えてその旨を富山県知事に届け出なければならない。
  - 6 監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を富山県知事に届け出なければならない。

(役員職務)

- 第15条 理事長は、公社を代表し、業務を総理する。
- 2 常務理事は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故あるときは理事長の職務を代理し、理事長が欠けたときは理事長の職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、公社の事務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期はそれぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は辞職し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまではその職を行わなければならない。

(役員解任)

- 第17条 理事長は、役員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得て、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、当該議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
- (2) 役員職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員報酬)

- 第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員については報酬を支給することができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。

## 第5章 事務局

(組織)

- 第19条 公社の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局には、園長及びその他の職員を置き、理事長がこれを任免する。
- 3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、公社の運営に関し重要な事項を議決する。

(開催)

第21条の2 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事から請求があったとき。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は3号の規定する場合にあっては、その請求のあった日から21日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集する場合は、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した文章により、開会の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長が行う。

(定足数)

第24条 理事会の会議は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決の委任者は、前2条及び次条第1項第3号の適用については出席したものとみなす。

2 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、理事長は書面による賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席理事の氏名

- (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。  
(監事の出席)
- 第28条 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

## 第6章の2 評議員及び評議員会

- (評議員)
- 第28条の2 公社に、6人以上8人以内の評議員を置く。
- 2 評議員は、理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。
  - 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
  - 4 第16条及び第17条の規定は、評議員について準用する。
  - 5 評議員には、費用を弁償することができる。
- (評議員会)
- 第28条の3 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、公社の運営に関する基本的な事項について審議し、理事長に助言する。
  - 3 評議員会は、理事長が招集する。
  - 4 評議員会の議長は、評議員において互選する。
  - 5 第22条第3項及び第24条から第27条までの規定は、評議員会について準用する。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

- (寄附行為の変更)
- 第29条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ富山県知事の認可を受けなければ変更することができない。
- (解散及び残余財産の処分)
- 第30条 公社を解散しようとするときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事の承認を得て解散することができる。
- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ富山県知事の承認を得て、富山市又は公社と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第8章 補 則

- (委任)
- 第31条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 . この寄附行為は、富山県知事の設立許可のあった日から施行する。  
(昭和58年4月1日認可)
- 2 . 設立当初の事業計画及び予算並びに役員は、第11条又は第14条第3項及び第4項の規定にかかわらず発起人会の定めるところによる。

附 則

- 1 . この寄附行為の変更は、富山県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成8年6月20日認可)

附 則

- 1 . この寄附行為の変更は、富山県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成17年2月22日認可)

附 則

- 1 . この寄附行為の変更は、富山県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成17年4月26日認可)